

令和4年度 入札・契約状況  
令和5年度 入札・契約の対応方針  
(工事)

令和5年4月  
中国地方整備局  
港湾空港部



令和4年度 入札・契約状況

1.総合評価落札方式別契約件数	P2
2.応札率及び落札率の現状	P3
3.低入札の発生状況	P4
4.総合評価落札方式の実施状況	P5

令和5年度 入札・契約の対応方針

◆競争参加資格要件の改善に向けた取組み

5.配置予定技術者の施工経験における役職要件の緩和	P6
---------------------------	----

◆総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み

①企業に対する評価の改善

6.工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕の評価★	P7
7.配置予定現場技術者における潜水土資格の評価★	P8
8.作業船の保有及び環境基準達成状況の評価	P9
9.地元企業活用促進型〔中国独自〕	P10
10.賃上げを実施する企業への加点措置★	P11

②技術者に対する評価の改善

11.継続教育学習（CPD）の評価〔中国独自〕★	P13
12.配置予定技術者の地域精通度における要件の緩和〔中国独自〕★	P15

③企業及び技術者に対する評価の改善

13.平均成績評定点の算定方法の見直し〔中国独自〕★	P16
14.担い手確保重視型	P18

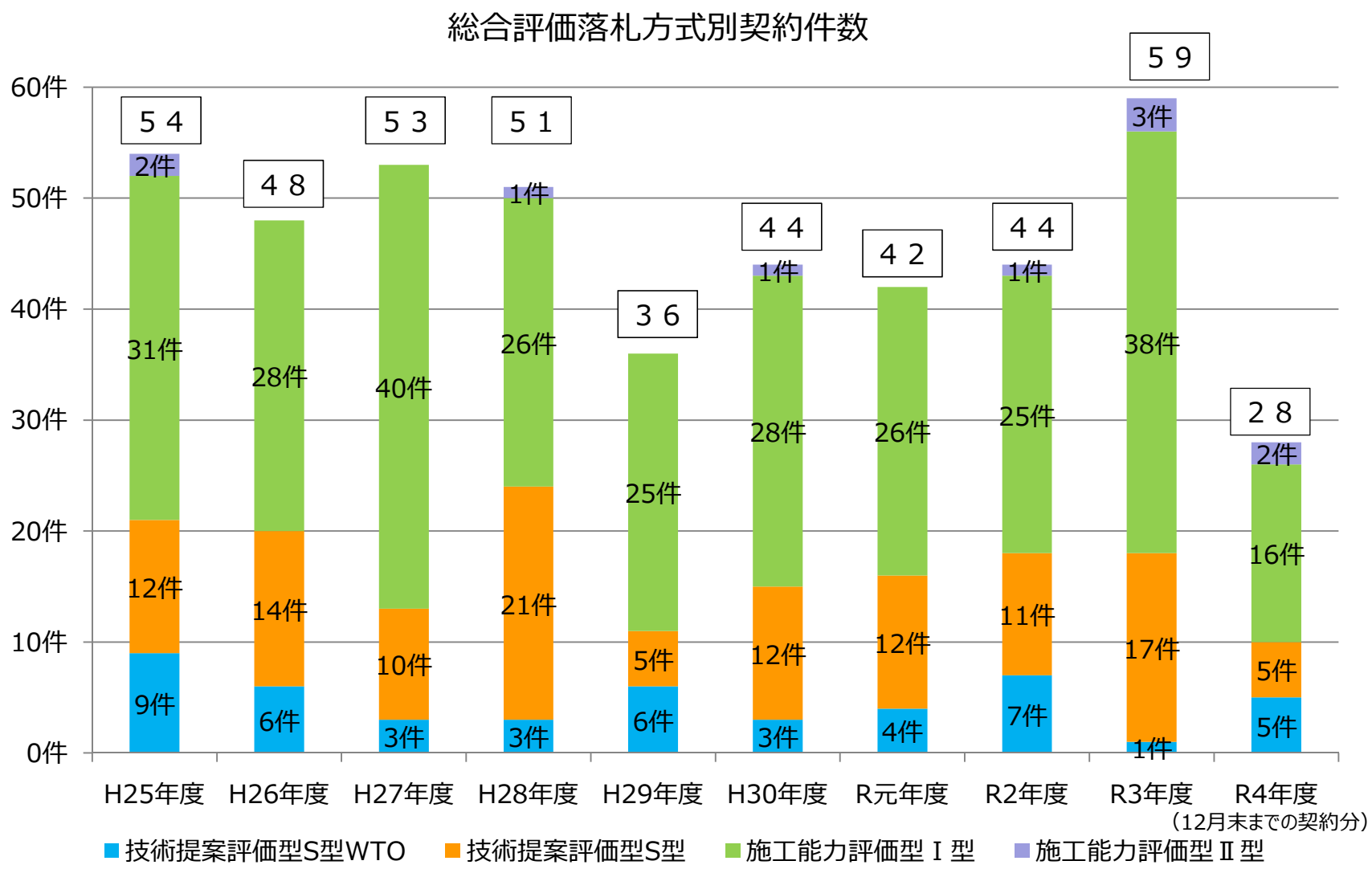
◆入札・契約手続きの改善に向けた取組み

15.施工能力評価型I型（施工計画重視型）評価基準の見直し〔中国独自〕★	P19
16.監理（主任）技術者の申請方法の補足★	P20
17.入札説明書に対する質問への回答期間の変更〔中国独自〕★	P21
18.技術提案書作成にかかる負担の軽減〔中国独自〕	P22
(参考) その他の主な取組み	P23

★見直し又は新たな取組み  
★補足

## 1. 総合評価落札方式別契約件数

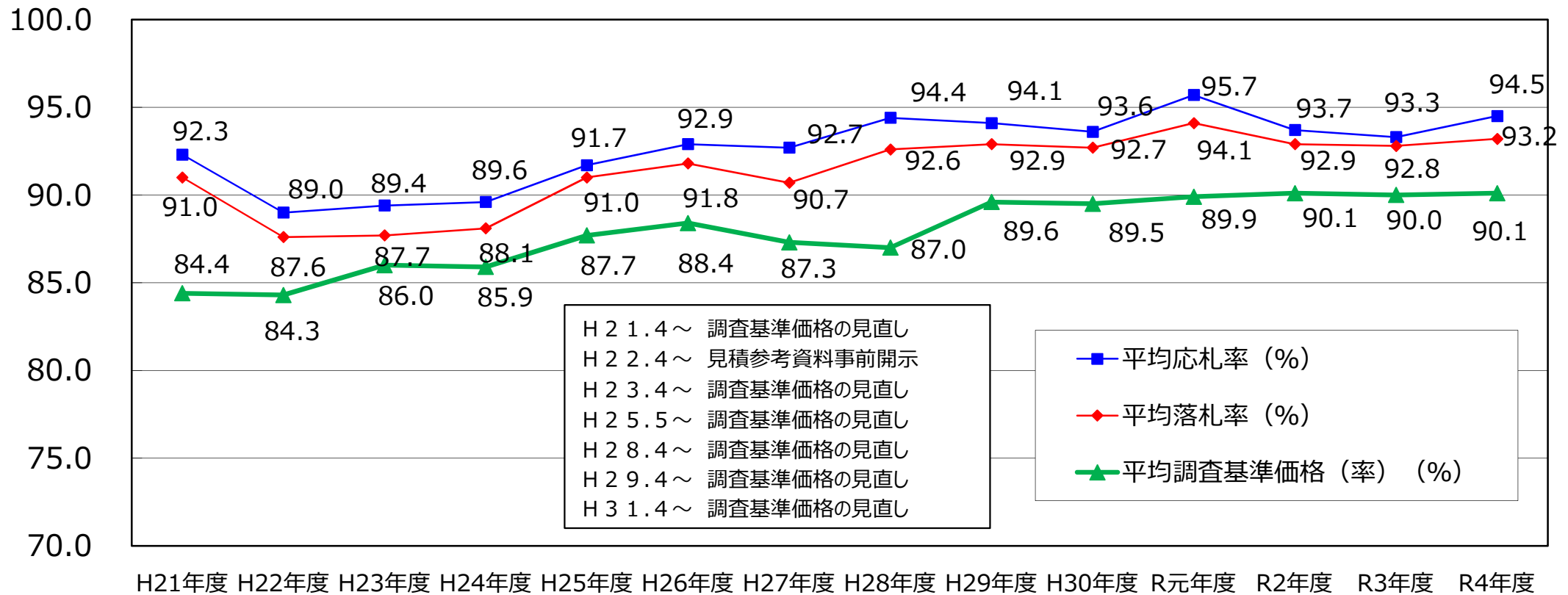
◇ 港湾空港関係工事の発注件数は近年50～40件前後で推移しており、概ね横ばい。  
 ◇ 平成28年度に水島港、浜田港等の大規模事業が完了したことにより、平成29年度は一時的に減少。  
 ◇ 令和4年度は12月末までの契約分であり、年間を通じては、ほぼ前年度程度の見込み



※ 港湾5工種以外の建築工事などを含む。

## 2. 応札率及び落札率の現状

- ◇令和4年度の平均応札率は94.5%で、前年度より1.2ポイントの増加。
- ◇令和4年度の平均落札率は93.2%で、前年度より0.4ポイントの増加。
- ◇平均応札率、平均落札率とも、長期的には緩やかな上昇傾向がみられる。
- ◇調査基準価格は段階的に引き上げられ、令和2年度には約90%まで上昇。



※平均応札率 (%) 算出方法：各応札者の入札価格÷予定価格×100 の平均値

※平均落札率 (%) 算出方法：落札者の入札価格÷予定価格×100 の平均値

※平均調査基準価格 (率) (%) 算出方法：調査基準価格÷予定価格×100 の平均値

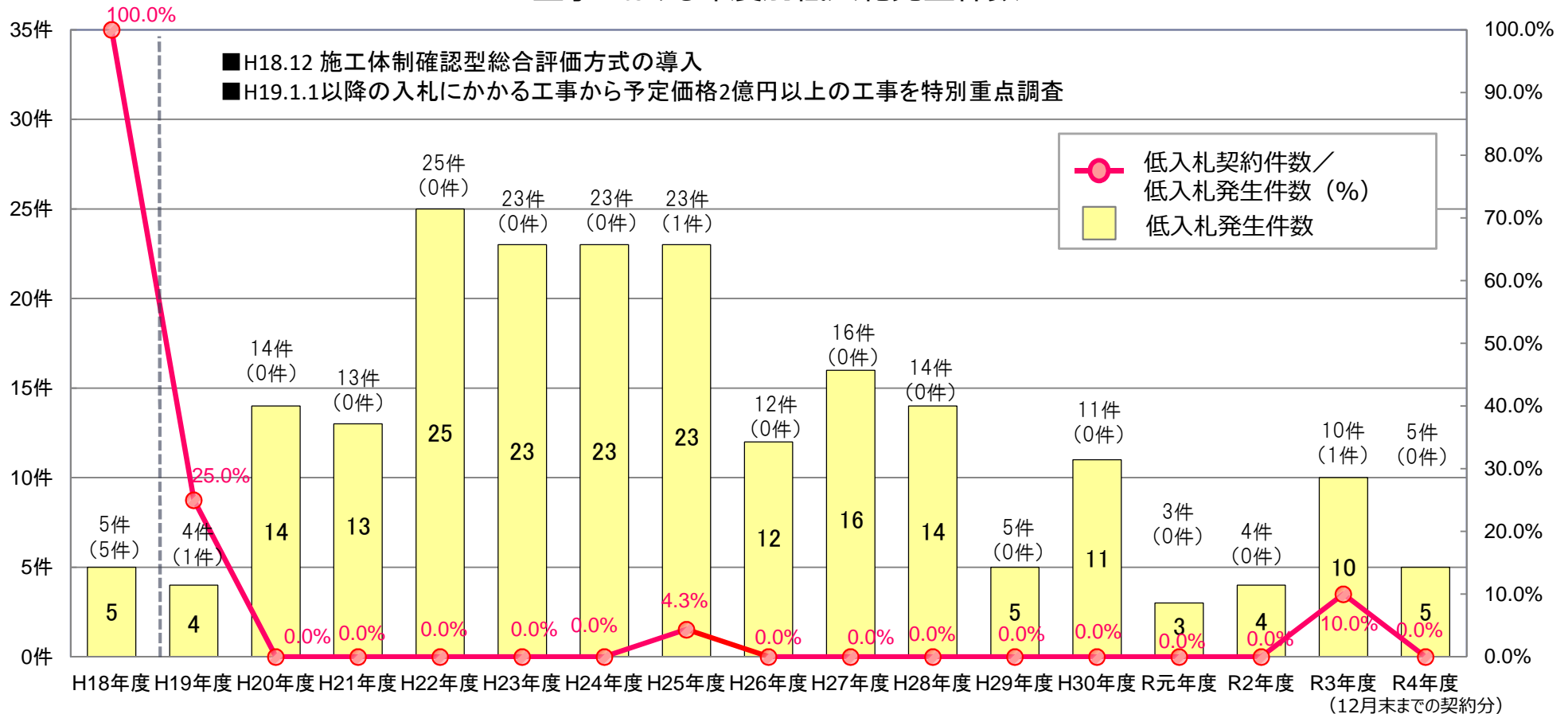
※H30年度は随意契約1件(災害)を除く。

(12月末までの契約分)

### 3.低入札の発生状況

- ◇令和4年度の低入札は5件（28件中）で、前年度に比べ減少。
- ◇低入札の減少は、全国的な工事需要の増加により人材・資材等の不足感が高まり、実勢価格が上昇していることが影響しているものとみられる。
- ◇施工体制確認型及び特別重点調査を導入した平成20年度以降、低価格入札を行った者と契約した工事は2件※のみ。（令和3年度小規模な建築工事で低入札契約が1件発生）

工事における年度別低入札発生件数

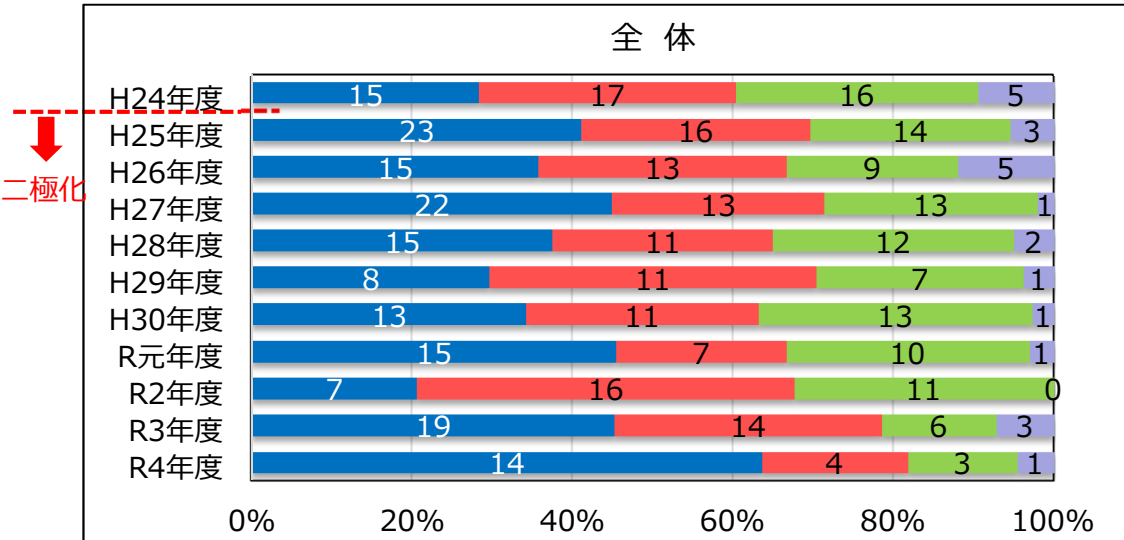


注：（ ）内は当該年度低入札での契約件数を示す。港湾5工種以外の建築工事などを含む。

※低入札業者から提出された施工体制確認のための資料の審査及び低入札価格調査を経て、契約を行ったもの。

### 4.総合評価落札方式の実施状況

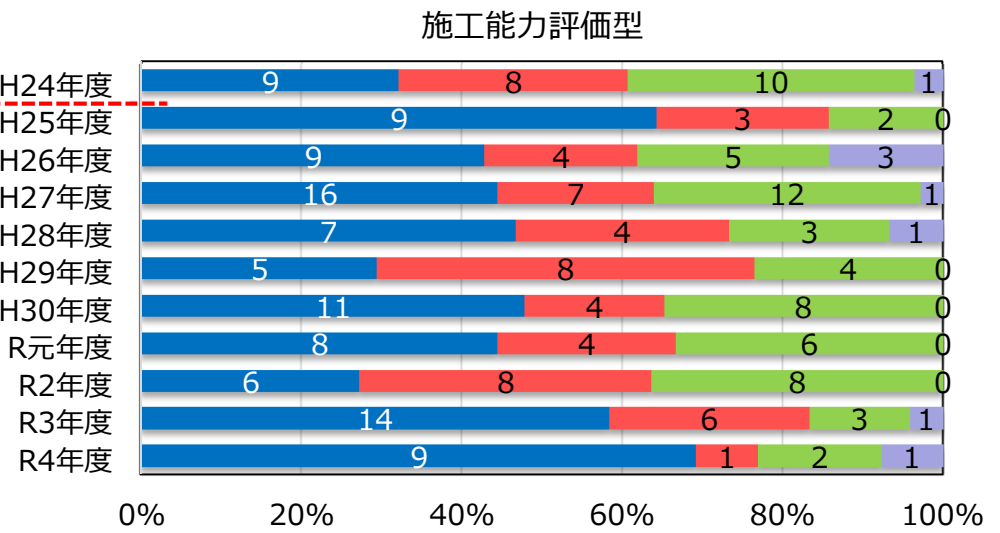
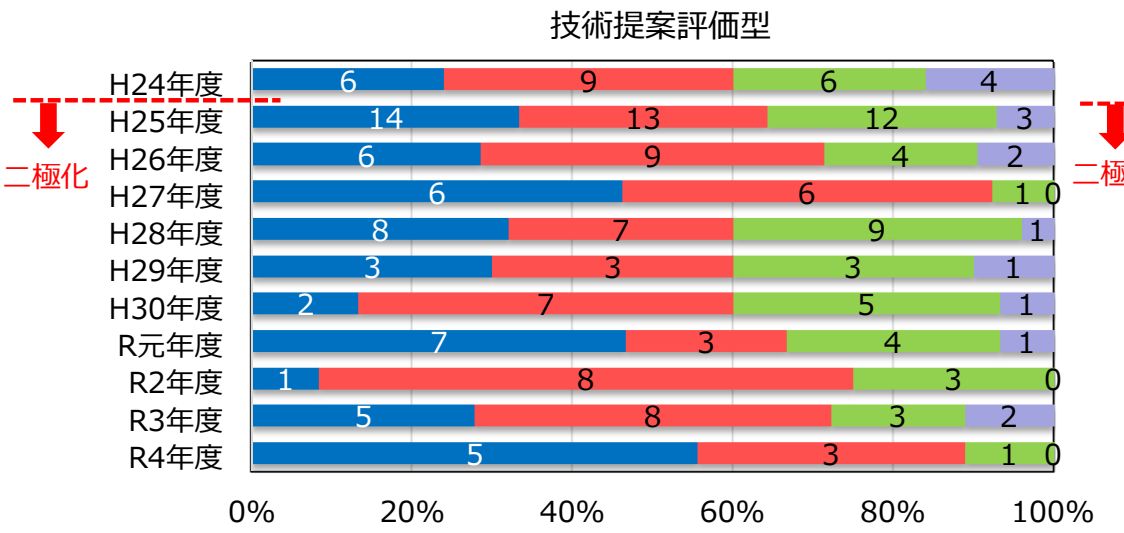
◇技術評価点が1位の者が落札するケース（分類①+分類②）が全体の60～80%程度を占めており、総合評価落札方式の適用によって、品質の確保・向上が期待できる落札者の決定が一定程度実現していることがうかがえる。



[対象] 2者以上による競争がなされた工事、R4年度は12月末までの契約分

- [凡例]
- 分類①：技術評価点、価格評価点ともに1位
  - 分類②：技術評価点が1位で、価格評価点が2位以下
  - 分類③：価格評価点が1位で、技術評価点が2位以下
  - 分類④：技術評価点、価格評価点ともに2位以下

(参考) 「二極化」とは、総合評価落札方式の区分を、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の2つに抜本的に見直したことをいう。



## 5. 配置予定技術者の施工経験における役職要件の緩和

継続

## ◇経緯

- 配置予定技術者の工事経験について、経験時の役職を問わないこととしているが、WTO対象工事は工事規模が大きく、品質確保にあたっては特に高度な技術力が必要であることから、平成29年度より、配置予定技術者に求める施工経験について「監理（主任）技術者又は現場代理人として従事した経験」を要件としてきた。
- 災害復旧工事の増加等により全国的に技術者が不足しており、参加表明者数が減少する傾向がみられたことから、令和元年度より、品質低下の恐れがないと判断される工事（標準的な技術的難易度の単一工種工事（浚渫工事、地盤改良工事等））については、試行として経験時の役職を問わない（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれでも可）こととした。
- 他地方整備局における配置予定技術者の役職要件について確認したところ、WTO対象工事を含め同種工事の役職経験に担当技術者を含めた場合でも工事の品質に特段の影響は生じていないことを確認したことから、全ての工事において、配置予定技術者の施工経験における役職を問わないこととした。
- 令和5年1月6日以降公告する工事から適用している。

分類	役職要件
技術提案評価型（WTO）	経験時の役職は問わない 監理（主任）技術者又は現場代理人、担当技術者のいずれでも可
技術提案評価型（WTO以外）	
施工能力評価型	

## 6. 工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕の評価

**見直し**

## ◇背景

- 平成27年度より、工事成績優秀企業のインセンティブをより明確化することで、企業の認定意識の向上を促し、認定企業の増加に繋げるべく、工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕を個別項目として評価を行っている。

## ◇見直し内容

- 近年、工事の品質・出来形の向上をはじめ様々な技術や工夫、また安全対策の強化のもと工事が行われていることもあり、工事成績優秀企業認定企業は増加傾向となっている。
- これまでの評価では、評価対象期間を過去2年間としていたが、本表彰制度は、工事成績が優秀な企業を認定するもので、認定期間は1年間であることから**評価対象期間を過去1年間へ見直しを行う（下記参照）**。
- ただし、有効期間中に事故等による文書注意以上の措置を受けた場合等により、表彰失効となったものは評価しない。**
- 令和5年4月1日以降公告する工事から適用する。

	評価項目	評価基準
現状	工事成績優秀企業認定制度の表彰 〔ゴールドカード制度〕（港湾空港関係） 〔過去2年間〕	表彰の実績有り
		表彰なし



	評価項目	評価基準
見直し後	工事成績優秀企業認定制度の表彰 〔ゴールドカード制度〕（港湾空港関係） <b>〔過去1年間〕</b>	表彰の実績有り
		表彰なし



**新規**

## 7. 配置予定現場技術者における潜水士資格の評価

### ◇背景

- 潜水作業を行う工事において、近年、全国的に潜水作業における死亡事故が多いことから現場での安全管理能力の向上を図るため、『特別港湾潜水技士』（一級港湾潜水技士の資格取得者かつ3名以上で潜水作業をする現場で作業管理者の経験有りが受検資格）の資格を有する配置予定現場従事者（潜水作業管理者）を配置することを表明した場合、新たに加点評価する。
- 具体的には、現状、元請負者職員（主任(監理)技術者以外）又は下請け協力企業職員において指定する種類の「登録基幹技能者」又は「建設マスター」の配置における加点に「特別港湾潜水技士」を配置する場合を追加する。
- 原則、3名以上の潜水士による作業が見込まれる均し作業等の工種が含まれる工事を対象とする。
- 令和5年4月1日以降公告する工事から適用する。

評価項目		(例) 技術提案評価型S型	
		現行	見直し後
企業 の 能 力 等	同種工事の施工実績	1	1
	同種工事の施工実績の施工規模	1	1
	当該工種の平均工事成績評定点	3	3
	表彰実績	1	1
	新技術の採用	1	1
	ゴールドカード表彰	1	1
	作業船の保有	1	0.5
	環境性能を満足する作業船の保有状況	1	1
	特別港湾潜水技士の配置	-	0.5
	小計	10	10
施 工 能 力 等	同種工事の施工経験	1	1
	同種工事の施工経験における従事役職	1	1
	同種工事の施工経験の施工規模	1	1
	当該工種の平均工事成績評定点	2	2
	表彰実績	1	1
	県内での施工実績	2	2
	継続教育学習 (CPD)	1	1
	資格の取得	1	1
小計	10	10	
施工能力等 合計		20	20

評価項目		(例) 技術提案評価型S型(チャレンジ型)	
		現行	見直し後
施 工 能 力 等	企業等の能力	2	2
	同種工事の施工実績	1	1
	登録基幹技能者又は建設マスターの配置 又は特別港湾潜水技士の配置	1	1
	新技術の採用	1	1
	小計	5	5
技 術 者 の 能 力 等	技術者の能力	1	1
	同種工事の施工経験	1	1
	同種工事の施工経験における従事役職	1	1
	同種工事の施工経験の施工規模	1	1
	継続教育学習 (CPD) 資格の取得	1	1
小計	5	5	
施工能力等 合計		10	10

評価基準	配点
登録基幹技能者又は建設マスターを2名配置	満点
登録基幹技能者又は建設マスター又は特別港湾潜水技士を1名配置	5割
配置なし	0点

**継続**

## 8. 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価

### ◇経緯

- ・港湾工事や災害時に必要不可欠な作業船は隻数の減少に歯止めがかからない状況。
- ・NOx排出量規制適用前に建造された船舶が95%を占める等、老朽化も進んでおり、港湾整備事業に伴う環境負荷の低減を図るためには、環境性能の高い作業船への代替を更に促進する必要がある。
- ・平成26年度より、作業船を使用する工事において、作業船の保有状況及び環境性能達成状況を加点評価しており、令和元年度には、環境性能の高い新造船の自社保有をより優位に評価するよう見直し、さらに令和2年度には共同保有に対する評価を引き上げるよう見直しを実施。

### ◇評価方法

- ・作業船の保有状況：最大2点(3段階)、作業船の保有形態及び環境性能達成状況：最大2点(5段階)

### ■試行状況

評価項目	加点項目	点数	年度	適用件数	参加表明者数	加点企業数	加点率	落札者
	作業船の保有状況	2点 (1点)	H30年度	23件	109者	14者	12.8%	8者
			R元年度	27件	93者	30者	32.3%	13者
			R2年度	19件	69者	24者	34.7%	9者
			R3年度	30件	113者	17者	15.0%	9者
			R4年度	10件	33者	6者	18.2%	4者
	保有する作業船の環境性能の達成状況	2点 (1点)	H30年度	23件	109者	33者	30.3%	7者
			R元年度	27件	93者	10者	10.8%	4者
			R2年度	19件	69者	13者	18.8%	5者
			R3年度	30件	113者	4者	3.5%	4者
			R4年度	10件	33者	1者	3.0%	1者

### ■確認の結果

- ・**加点率は伸び悩みの状況。**
- ・作業船の保有及び代替建造の促進のため重要な施策であることから、**引き続き試行しながら、効果や課題を確認していく。**

※R4年度は12月末までの実績

継続

## 9. 地元企業活用促進型【中国独自】

### ◇経緯

- ・地元建設業の活用や地元企業からの資材調達を促すことにより、地域経済の活性化と地場産業の育成を図るため、平成21年度より試行。
- ・平成27年度より原則、WTO以外の本官工事（但し、単一工種工事を除く）を対象として試行している。（なお工事内容や入札不調対策等の観点より、試行対象外としている場合がある。）
- ・令和元年度より、災害活動実績に基づく表彰実績を評価項目として追加。
- ・令和4年度より、災害への備え等の取組を推進するため、配点の一部見直しを実施。

### ◇評価方法

- a. 1次下請における地元企業の活用率（①80%以上、②60%以上、③60%未満）
- b. 地元資材の活用率（①75%以上、②75%未満）
- c. 災害協定の締結の有無及び災害時に活用可能な作業船(作業機械)の保有状況※（①両方有り、②一方有り、③無し）
- d. 災害活動実績に基づく表彰実績（①有り、②無し）

※「作業船の保有及び環境基準達成状況」の評価を行う工事においては、「災害時に活用可能な作業船の保有状況」の評価項目は設定しない。

### ■ 試行状況

令和4年度試行件数：3件

- ・a. 地元企業の活用率：16者中15者が満点（93.7%）
- ・b. 地元資材の活用率：16者中16者が満点（100%）
- ・c. 災害協定の締結の有無等：16者中14者が満点（87.5%）
- ・d. 災害活動実績の有無：16者中0者が満点（0.0%）

評価項目	加点項目	件数	満点	中間点	0点	加点された者のうち落札者
地元企業活用	a. 地元企業の活用率	3件	15者	1者	0者	3者
	b. 地元資材の活用率	3件	16者	－	0者	3者
	c. 災害協定の締結等	3件	14者	1者	1者	3者
	d. 災害活動実績	3件	0者	－	16者	0者

※R4年度（12月末迄）の実績

### ■ 確認の結果

- ・地場産業の育成、地域経済の活性化に向けて高い誘導効果が認められる。
- ・また災害への備え等の取組を推進していく必要があることから、引き続き試行しながら、効果や課題を確認していく。

継続

## 10.賃上げを実施する企業への加点措置

## ◇経緯

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して技術評価点の加点を行う措置を令和4年4月1日以降契約する工事について適用。（以下「本取組」という。）

## ◇評価項目

事業年度又は暦年において、対前年度比又は前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」（※）を 所定率\*以上増加させる旨を従業員に表明していること。

所定率\*：【大企業】3%、【中小企業等】1.5%

（※）中小企業等については「給与総額」又は「給与等受給者一人当たりの平均受給額」のいずれかを採用することも可能とする

## ◇評価方法及び配点

- 上記の評価項目に該当する「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出した入札者に対して加点（総合評価のタイプにより3～4点）する。

**（注意事項）賃上げ基準に達していない者のペナルティ**

- 本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に本取組の加点措置以上(1点多い配点)の減点措置を行います。（本取組を行う政府調達に対して同様の措置を適用。）

※本取組に関する国交省統一QA集掲載HP→[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_fr\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html)

## ■実施状況

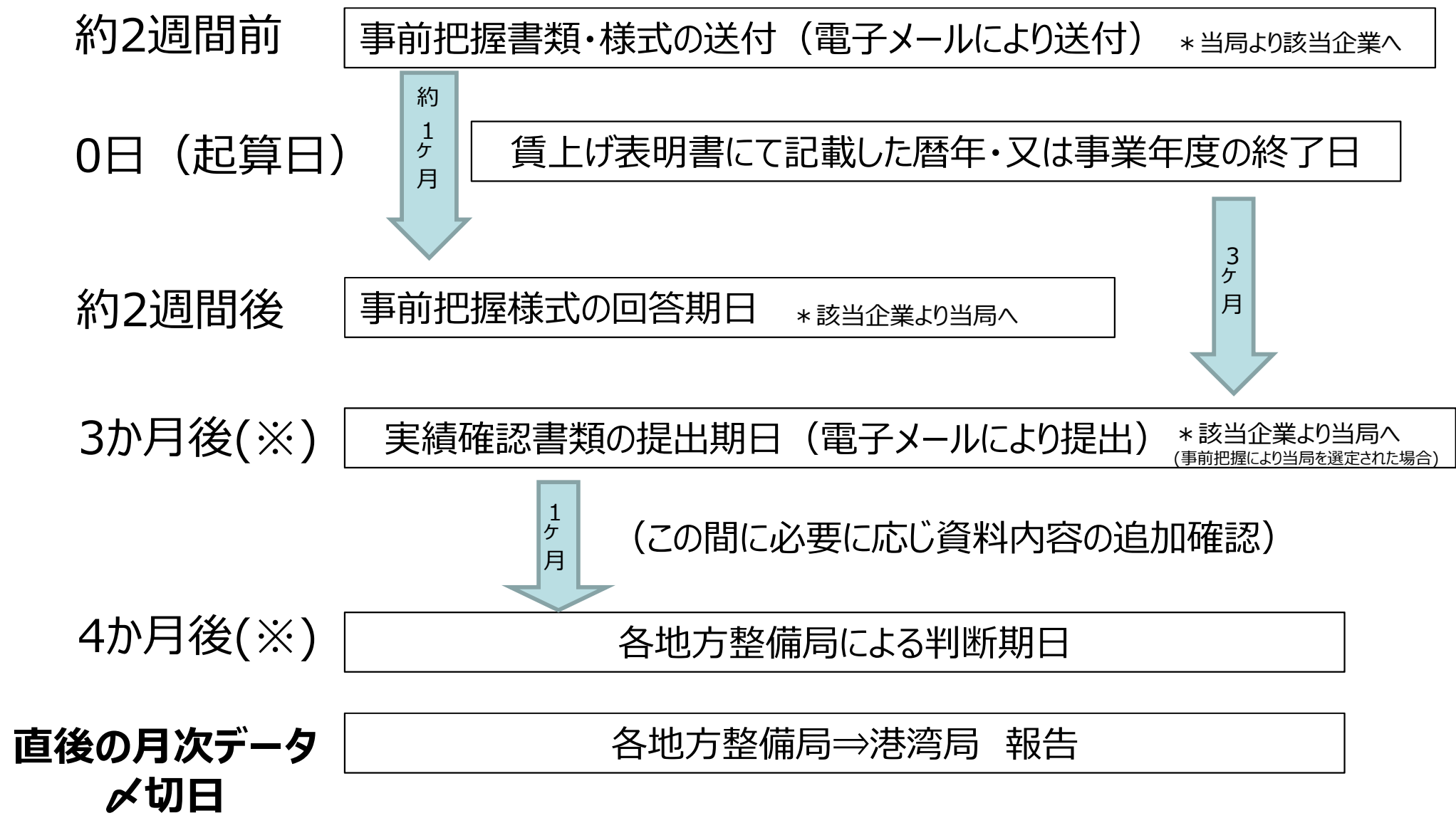
	令和4年度 対象工事件数	うち賃上げ加点を受 けた件数（割合）
港湾5工種	24件	23件 (96%)

※R4年度（12月末迄）の実績

補足

### 10. 賃上げを実施する企業への加点措置（賃上げ実施の確認）

※賃上げの表明の評価項目で加点を受け、受注された場合、以下の期間に実績確認の報告が必要となります。



※当初表明の暦年・事業年度から賃上げ期間を後倒した場合には、賃上げ期間終了後から起算。前倒し（事業年度のみ）した場合には、賃上げ期間終了後ではなく、事業年度終了日から起算。

## 11. 継続教育学習（CPD）の評価【中国独自】

見直し

- ◇背景
- 総合評価落札方式（技術提案評価型S型及び施工能力評価型）では、技術者の能力等の評価項目の一つとして、継続教育学習（CPD）への取り組み実績を評価している。
  - 平成28年度より、技術提案評価型S型を対象に、更なる品質向上を図るため、取得率が高い(一社)全国土木施工管理技士会連合会※のCPDにおいて、評価基準の見直し（100ユニット／5年⇒150ユニット／5年）を行っている。
  - 令和2年度は6月以降、技術提案評価型S型及び施工能力評価型において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、審査基準日を感染拡大前の時期にずらす応急的対応を実施。
  - 更に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、CPDの取り組みを縮小せざるを得なかった状況を勘案し、技術提案評価型S型及び施工能力評価型について、令和3年度にCPD評価基準を従前の8割に低減する緩和措置を実施。

- ◇見直し内容
- 近年では、技術者不足により学習時間の確保が困難となってきた状況のため、技術提案評価型S型においてCPD評価基準を推奨ユニット（150ユニット／5年）から標準ユニット（100ユニット／5年）へ緩和する。
- ※その他のCPD評価対象団体14団体については、各団体の推奨取得ポイント(ユニット)のままとする。
- 令和5年4月1日以降公告する工事から適用する。

評価項目			評価基準	配点
現状	施工能力等 技術者の能力等	継続教育学習（CPD） [過去5年間]	CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の8割を満足している	① 満点
			CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の4割を満足している	② 5割
			CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の4割を満足していない	③ 0



評価項目			評価基準	配点
緩和後	施工能力等 技術者の能力等	継続教育学習（CPD） [過去5年間]	CPD発行団体の <u>取得ポイント（又はユニット）</u> の8割を満足している	① 満点
			CPD発行団体の <u>取得ポイント（又はユニット）</u> の4割を満足している	② 5割
			CPD発行団体の <u>取得ポイント（又はユニット）</u> の4割を満足していない	③ 0

見直し

## 11. 継続教育学習（CPD）の評価【中国独自】

CPD評価対象団体	技術提案評価型S型 施工能力評価型(施工計画重視型)		施工能力評価型	
	【現行】 取得ポイント（ユニット）	【見直し後】 取得ポイント（ユニット）	【現行】 取得ポイント（ユニット）	【見直し後】 取得ポイント（ユニット）
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	150ユニット/5年	100ユニット/5年	100ユニット/5年	現行のまま
(公社) 日本技術士会	250CPD時間/5年	現行のまま	250CPD時間/5年	
(公社) 地盤工学会	250ポイント/5年		250ポイント/5年	
(公社) 土木学会	250単位/5年		250単位/5年	
(公社) 空気調和・衛生工学会	250ポイント/5年		250ポイント/5年	
(一社) 建設コンサルタンツ協会	250単位/5年		250単位/5年	
(一社) 日本環境アセスメント協会	250単位/5年		250単位/5年	
(公社) 日本造園学会	250単位/5年		250単位/5年	
(公社) 日本都市計画学会	250単位/5年		250単位/5年	
(公社) 農業農村工学会	250単位/5年		250単位/5年	
(公社) 日本建築士会連合会	60単位/5年		60単位/5年	
(一社) 全国地質調査業協会連合会	250CPD時間/5年		250CPD時間/5年	
(一社) 森林・自然環境技術者教育会	100時間/5年		100時間/5年	
(一社) 全国上下水道コンサルタント協会	250単位/5年		250単位/5年	
(一社) 全国測量設計業協会連合会	100ポイント/5年		100ポイント/5年	

※ 継続教育学習の申請は、いずれかの評価対象団体を対象に申請するものとし、複数の申請は認めない。

※ 取得ポイント（ユニット）の対象は、審査基準日（確認資料の提出期限日）の前日までの過去5年間とする。

## 12. 配置予定技術者の地域精通度における要件の緩和【中国独自】

見直し

### ◇背景

- 配置予定技術者の転勤等を解消し処遇改善するとともに、地域に精通した技術者を活用することで工事の円滑な実施と品質向上を促すため、平成28年度より、当該エリア（同一県内）での一定期間における工事実績を評価・加点している。
- 令和4年度より、技術提案評価型S型（チャレンジ型）については評価対象外としており、評価対象としては、技術提案評価型S型（WTO、チャレンジ型を除く）及び施工能力評価型（施工計画重視型）としている。

### ◇見直し内容

- 技術者が不足している状況を鑑み、**地域精通度の評価基準(対象エリア、実績期間等)を緩和**する（下記参照）。
- 令和5年4月1日以降公告する工事から適用する。

評価項目			評価基準	配点	
現行	施工能力等	技術者の能力等	当該県内での施工実績 [過去2年間]	当該県内において、主任(監理)技術者あるいは現場代理人として2件以上の実績	① 満点
				当該県内において、主任(監理)技術者あるいは現場代理人として1件以上、または担当技術者として2件以上の実績	② 5割
				上記以外	③ 0



評価項目			評価基準	配点	
緩和後	施工能力等	技術者の能力等	中国管内での施工実績 [過去5年間]	中国管内において、主任(監理)技術者あるいは現場代理人として2件以上の実績	① 満点
				中国管内において、主任(監理)技術者あるいは現場代理人として1件以上、または担当技術者として2件以上の実績	② 5割
				上記以外	③ 0

- 特例監理技術者として従事した施工経験は、監理技術者として従事した施工経験と同等として評価する。同様に監理技術者補佐として従事した施工経験は、担当技術者として従事した施工経験と同等として評価する。
- 配置予定技術者の工事実績は、主任（監理）技術者又は現場代理人又は担当技術者として、工期の半分以上または工期が1年以上の場合は6ヶ月以上従事した工事であればならない。
- 施工実績は、民間工事(元請)を含む1千万円以上の工事を対象（下請(主任技術者のみ)を含む）とする。なお港湾関係工事か否かは問わない。



見直し

### 13. 平均成績評定点の算定方法の見直し【中国独自】

◇背景

- ・企業及び技術者の「過去5年間の当該工種の平均工事成績評定点」の評価において、該当する施工実績が1件しかない場合には評価の公平を期すため、当該成績評定点と「一般的な品質で施工した場合に得られる成績評定点(72.5点)」との平均値により評価することとしている。
- ・令和3年度より、該当する施工実績が1件のみの者に対する評価方法を、当該実績の成績評定点が「直近5年間の全地整・全工事の平均工事成績評定点(78.5点)」より高い場合と低い場合とに区分し、それぞれ評価の対象とする点数の算出を行っている。

◇見直し内容

- ・近年、品質向上をはじめ様々な技術や工夫にて工事が行われてきており、平均工事成績評定点も上昇傾向となっていることから、平均工事成績評定点の評価基準を見直し、満点の基準を82.0点以上に引き上げるとともに、76.0点未満の加点を取りやめ、76.0点以上82.0点未満について評価基準を1点刻みに細分化する。また施工実績のない者への加算点や施工実績が1者の場合の評価対象の点数についても併せて見直す。(下記参照)
- ・令和5年4月1日以降公告する工事から適用する。

		評価項目	評価基準	配点		
現行	施工能力等	中国地方整備局*管内(港湾空港関係)の当該工種の工事成績評定点の平均点[過去5年間] ※企業に対する評価の場合(技術者に対する評価の場合は、全地方整備局とする)	80.0点以上	満点		
			77.5点以上 ~ 80.0点未満	~		
			75.0点以上 ~ 77.5点未満			
			72.5点以上 ~ 75.0点未満			
			70.0点以上 ~ 72.5点未満			
			70.0点未満	0点		
			①施工実績がない者については、一般的な品質で施工した場合に得られる成績評定点72.5点相当の加算点を与える。			
			②施工実績が1件の者については、 ア)施工実績における工事成績評定点が78.5点以上の場合、当該工事成績評定点と78.5点との平均点を評価の対象とする。 イ)施工実績における工事成績評定点が78.5点未満の場合、当該工事成績評定点を評価の対象とする。			
			ア)施工実績における工事成績評定点が78.5点以上の場合、当該工事成績評定点と78.5点との平均点を評価の対象とする。 イ)施工実績における工事成績評定点が78.5点未満の場合、当該工事成績評定点を評価の対象とする。			
			③施工実績が2件以上の者については、施工実績の工事成績評定点の平均点を評価の対象とする。			



		評価基準 (見直し)	配点
		82.0点以上	満点
		81.0点以上 ~ 82.0点未満	~
		80.0点以上 ~ 81.0点未満	
		79.0点以上 ~ 80.0点未満	
		78.0点以上 ~ 79.0点未満	
		77.0点以上 ~ 78.0点未満	
		76.0点以上 ~ 77.0点未満	
		76.0点未満	
		①施工実績がない者については、一般的な品質で施工した場合に得られる成績評定点77.0点相当の加算点を与える。	
		②施工実績が1件の者については、 ア)施工実績における工事成績評定点が79.5点以上の場合、当該工事成績評定点と79.5点との平均点を評価の対象とする。 イ)施工実績における工事成績評定点が79.5点未満の場合、当該工事成績評定点を評価の対象とする。	
		③施工実績が2件以上の者については、施工実績の工事成績評定点の平均点を評価の対象とする。	

見直し

### 13. 平均成績評定点の算定方法の見直し【中国独自】

【企業の能力等】 評価基準 (見直し)	評価	技術提案	技術提案	施工計画	施工計画	施工能力	施工能力	施工能力	施工能力
		評価型S型	評価型S型	重視型	重視型	評価型I型	評価型I型	評価型I型	評価型I型
		作業船_有	作業船_無	作業船_有	作業船_無	作業船_有	作業船_無	作業船_有	作業船_無
						地域貢献_有	地域貢献_有	地域貢献_有	地域貢献_有
						難易度_III	難易度_III	難易度_II	難易度_II
①82点以上	満点	3	4	3	4	5	7	4	6
②81点以上 82点未満	評価基準区 分により6段階 に配点	2.6	3.4	2.6	3.4	4.3	6.0	3.4	5.1
③80点以上 81点未満		2.1	2.9	2.1	2.9	3.6	5.0	2.9	4.3
④79点以上 80点未満		1.7	2.3	1.7	2.3	2.9	4.0	2.3	3.4
⑤78点以上 79点未満		1.3	1.7	1.3	1.7	2.1	3.0	1.7	2.6
⑥77点以上 78点未満		0.9	1.1	0.9	1.1	1.4	2.0	1.1	1.7
⑦76点以上 77点未満		0.4	0.6	0.4	0.6	0.7	1.0	0.6	0.9
⑧76点未満	0点	0	0	0	0	0	0	0	0

【技術者の能力等】 評価基準 (見直し)	評価	技術提案	技術提案	施工計画	施工計画	施工能力	施工能力	施工能力	施工能力
		評価型S型	評価型S型	重視型	重視型	評価型I型	評価型I型	評価型I型	評価型I型
		作業船_有	作業船_無	作業船_有	作業船_無	作業船_有	作業船_無	作業船_有	作業船_無
						地域貢献_有	地域貢献_有	地域貢献_有	地域貢献_有
						難易度_III	難易度_III	難易度_II	難易度_II
①82点以上	満点	2	2	3	3	6	6	5	5
②81点以上 82点未満	評価基準区 分により6段階 に配点	1.7	1.7	2.6	2.6	5.1	5.1	4.3	4.3
③80点以上 81点未満		1.4	1.4	2.1	2.1	4.3	4.3	3.6	3.6
④79点以上 80点未満		1.1	1.1	1.7	1.7	3.4	3.4	2.9	2.9
⑤78点以上 79点未満		0.9	0.9	1.3	1.3	2.6	2.6	2.1	2.1
⑥77点以上 78点未満		0.6	0.6	0.9	0.9	1.7	1.7	1.4	1.4
⑦76点以上 77点未満		0.3	0.3	0.4	0.4	0.9	0.9	0.7	0.7
⑧76点未満	0点	0	0	0	0	0	0	0	0

継続

## 14.担い手確保重視型

### ◇経緯

- ・建設業における担い手確保を推進するため、平成26年度より試行。
- ・平成29年度より、加点をさらに引き上げ（合計3点→7点 ※4点を工事实績評価から移動）。

### ◇評価方法

- ・B等級を対象とした難易度 I・II の工事を対象として、同種工事の施工実績や工事成績評定点の加算点を抑え、担い手確保に繋がる満29歳以下の若手技術者等の雇用や技術者の教育・学習、資格の取得等を評価。

### ■試行状況

- ・試行件数：元年度 2件、2年度 4件、3年度 7件、4年度 14件
- ・参加表明者数：元年度 5者、2年度 7者、3年度 14者、4年度 28者
- ・加点率：29年度 延べ32者/45者 = 71.1%  
30年度 延べ49者/66者 = 74.2%  
元年度 延べ11者/15者 = 73.3%  
2年度 延べ16者/21者 = 76.2%  
3年度 延べ26者/42者 = 61.9% ※R4年度は  
4年度延べ16者/27者 = 59.3% 12月末までの実績

### ■確認の結果

- ・担い手確保に向けて高い誘導効果が認められる。
- ・引き続き試行し、担い手確保を推進していく。

評価項目		加点項目	点数	年度	満点	中間点	0点
施工能力等	企業の能力等	若手技術者の雇用	3点	29年度	10者	2者	3者
				30年度	16者	1者	5者
技術者の能力等	技術者の教育・学習 (CPD)	2点	2点	元年度	3者	1者	1者
				2年度	6者	0者	1者
技術者の能力等	技術者の資格取得	2点	2点	3年度	12者	0者	2者
				4年度	8者	0者	1者
技術者の能力等	技術者の資格取得	2点	2点	29年度	11者	3者	1者
				30年度	15者	4者	3者
技術者の能力等	技術者の資格取得	2点	2点	元年度	4者	1者	0者
				2年度	7者	0者	0者
技術者の能力等	技術者の資格取得	2点	2点	3年度	13者	1者	0者
				4年度	8者	0者	1者
技術者の能力等	技術者の資格取得	2点	2点	29年度	6者	-	9者
				30年度	13者	-	9者
技術者の能力等	技術者の資格取得	2点	2点	元年度	2者	-	3者
				2年度	3者	-	4者
技術者の能力等	技術者の資格取得	2点	2点	3年度	0者	-	14者
				4年度	0者	-	9者

**見直し**

15. 施工能力評価型 I 型（施工計画重視型） 評価基準の見直し【中国独自】

◇ 背景

令和 4 年度より、働き方改革への対応のため技術提案書の作成にかかる負担軽減への対応として、技術提案評価型 S 型を適用していた技術的難易度 III の工事のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事について、簡易な施工計画を加点評価する施工能力評価型 I 型（施工計画重視型）を適用した試行を行っている。

◇ 見直し内容

- 試行アンケート結果より、「技術提案書の作成負担の軽減となっていない」「従来の評価方法との違いが不明」等の意見を踏まえ、評価基準を『実施の適否』及び『設定した技術的所見テーマと現場条件等を踏まえた留意点及び対応方策』について、留意点及び対応方策が所見テーマに対して明確に記載され整合性が認められる所見は加点評価（○評価）し、設計図書記載相当は加点無し（－評価）とする（下記参照）。
- 令和5年4月1日以降公告する工事から適用する。

■ 簡易な施工計画（2 所見\_配点20点）の評価基準

1. 実施の適否

<判断基準>

設計図書との整合性（現場条件との整合含む）、関係法令等との整合、安全性、環境性、第三者等への影響、オーバースペックに該当しないか 等にて判断

適：実施させられる

否：実施させられない

2. 設定した技術的所見テーマと現場条件等を踏まえた留意点及び対応方策

<判断基準>

○：所見テーマに対する留意点及び対応方策が現場条件等を踏まえ明確に記載され整合性が認められる所見

－：設計図書記載相当（標準案の工法等を否定するものではない）

※ 1 所見あたり 10 点満点（○）、0 点（－）とし、2 所見の合計点を評価点とする。

※ 施工計画重視型の技術的所見は様式 1 枚に 2 所見を記載する。

※ 得点を付与された技術的所見は実施義務を負う。

施工能力評価型 I 型（施工計画重視型）  
における簡易な施工計画の評価

実施の適否	適	否
留意点及び 対応方策	○（満点）	×
	－（加点無し）	

補足

## 16. 監理（主任）技術者の申請方法の変更

### ◇背景

・配置予定監理（主任）技術者の申請を複数名申請から1名申請とし、併せて契約後の変更を認めることにより申請書類の削減、申請手続きの簡素化や監理技術者の柔軟な配置に繋げる。平成30年度より全ての工事について導入。

### ◇補足（競争参加資格申請提出時点で従事している工事がある場合）

・競争参加を行う当該工事における専任期間は、工事に着手する日からであり、請負契約の締結後に監督職員との打合せにおいて定めることとしている。そのため、配置予定監理（主任）技術者の申請にあたっては、競争参加資格申請提出時点で従事している工事と当該工事の専任期間が専任義務違反とならないよう適切な期間を確保のうえ配置予定監理（主任）技術者を配置すること。

### ■変更申請受付期間

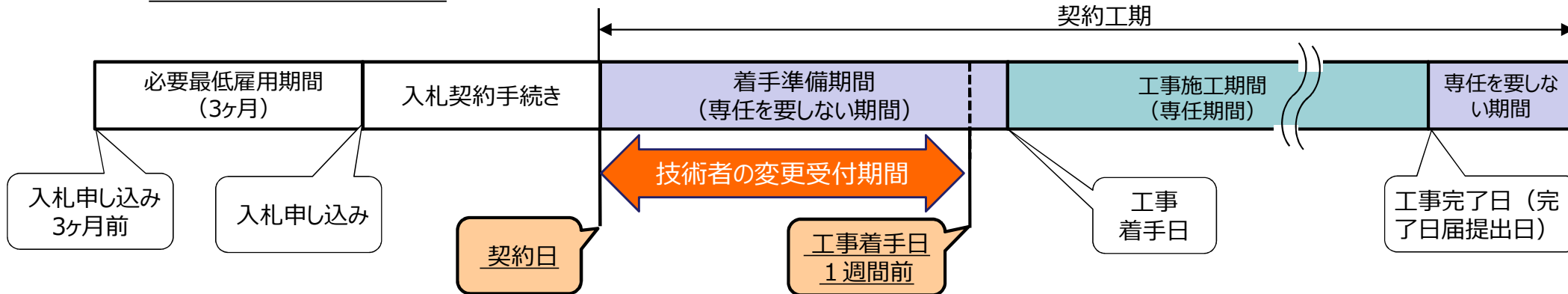
契約日から工事着手日の1週間前まで

※工事着手日は、準備工事（現場事務所設置や現地測量）の初日をいう。

### ■変更が認められる主任（監理）技術者の条件

- ・入札申し込みの3ヶ月前以前から申請者に雇用されていること。
  - ・変更前の監理（主任）技術者と同等以上の技術力が確保されていること。
- ※同等以上の技術力とは、技術者の資格・施工経験・表彰実績に基づく総合評価の評価合計点が同点以上となること

技術者の変更受け期間



**見直し**

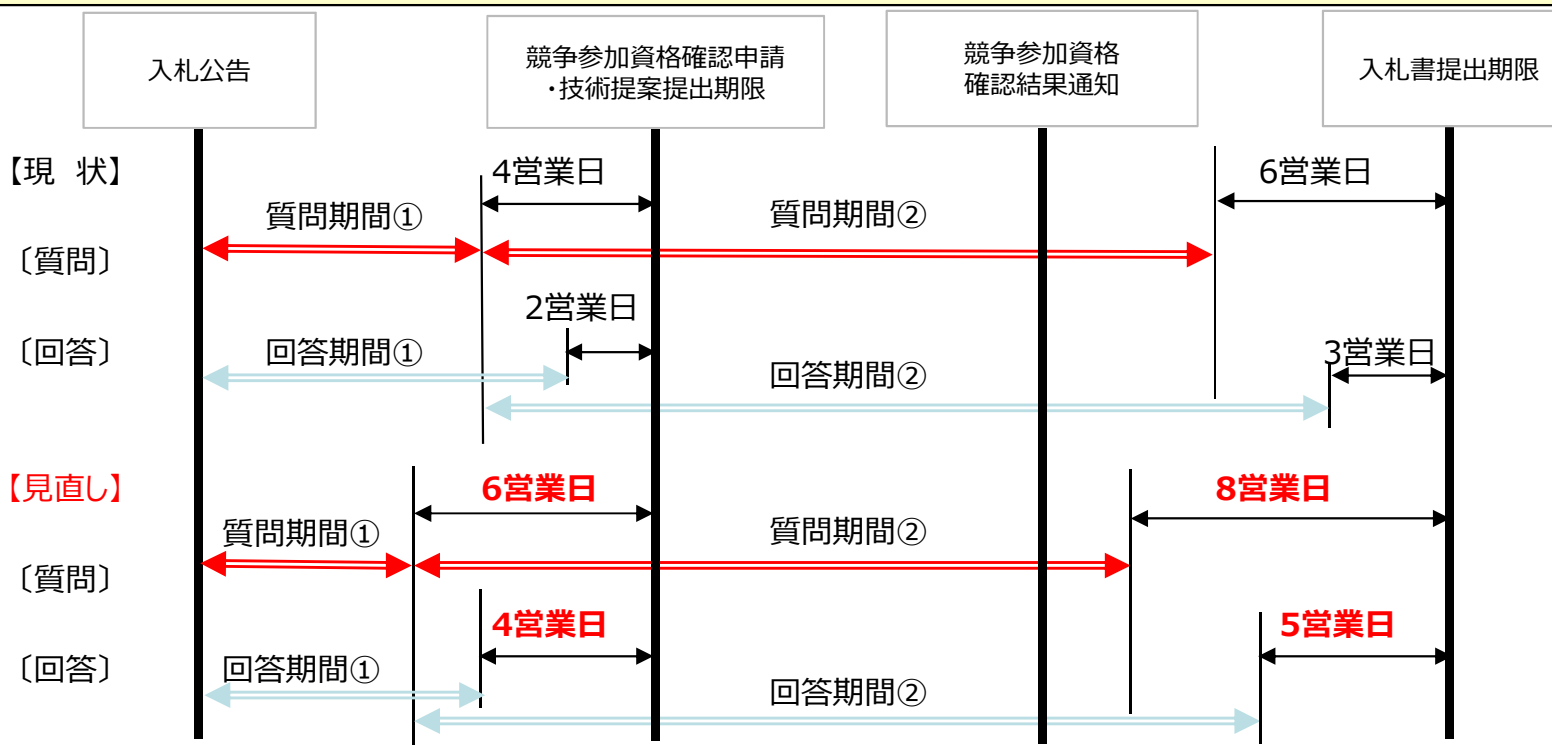
## 17. 入札説明書に対する質問への回答期間の変更

### ◇背景

・入札説明書に対する質問の締め切りは、1回目が「申請書及び確認資料及び技術提案書等」の提出期限に対して4営業日前、その質問への回答期限は2営業日前、2回目は「入札書」の提出期限に対して6営業日前、その質問への回答期限は4営業日前を基本としているが、回答内容を踏まえた事業者の対応に必要な作業時間の確保が図れていない状況となっている。

### ◇見直し内容

- ・事業者の対応に必要な作業時間の確保として、入札説明書に対する質問の締め切りを、1回目は「申請書及び確認資料及び技術提案書等」の提出期限に対して6営業日前、その質問への回答期限は4営業日前、2回目は「入札書」の提出期限に対して8営業日前、その質問への回答期限は5営業日前に見直す（下図参照）。
- ・なお質問に対しては速やかに回答するよう徹底する。
- ・令和5年4月1日以降公告する工事から適用する。



## 18. 技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】

### ◇経緯

- ・技術提案評価型では、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえ、WTO対象工事で2つ、それ以外の工事では1つの「テーマ」を指定し、1テーマにつき、3つの施工上の工夫等の技術提案を求めてきた。しかしながら、全国的な工事量の増加や働き方改革の進展等に伴い、技術提案書の作成にかかる負担が大きくなっている状況。
- ・令和2年度より、施工上の技術的課題が少ない工事について、1テーマにつき求める技術提案数を「3」から「2」に削減する試行を導入。
- ・対象工事は施工条件や環境条件等の工事特性を踏まえて選定。

項目	分類	求める提案数
技術提案	WTO対象工事 (技術提案評価型S型)	2テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事（試行）	1テーマ×3提案 1テーマ×2提案
	WTO対象以外の工事 (技術提案評価型S型)	1テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事（試行）	1テーマ×2提案

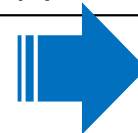
### ■試行状況

年度	WTO対象	WTO対象以外	件数合計<試行件数：内数>
R2	7件<2件>	11件<4件>	18件<6件>
R3	1件<1件>	17件<10件>	18件<11件>
R4	6件<1件>	5件<2件>	11件<3件>

※R4年度は12月末迄の実績

### ■確認の結果

- ・技術提案書の作成にかかる**負担が大幅に軽減されたとの好意的な意見が大半**。
- ・一方、**各社の技術提案加算点が僅差化**。
- ・**引き続き試行し、効果や課題を確認していく**。



継続

競争参加資格要件等：

**見直し**○ **中小企業を対象とした工事発注【中国独自】（平成29年度～）**

- ・中小企業者の受注機会の拡大を図るため、本官発注工事のうち、2.5億円以上3.0億円未満の工事を「中小A等級企業」を対象として発注する（対象工事は技術的難易度及び競争性の確保を考慮して決定）。

○ **J V 構成員の参加要件の緩和（客観点数の引き下げ）（平成30年度～）**

- ・WTO対象工事におけるJV構成員の競争参加資格要件の一部（客観点数）を見直し、中小企業が参加しやすい工事の発注を試行する（港湾土木工事と港湾等しゅんせつ工事を対象として試行）。

○ **工事実績要件の緩和（主作業船を使用した下請け実績の評価）（平成30年度～）**

- ・中小企業の実績の確保に向け、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の同種実績として認める（WTO対象工事を除く、主作業船を使用する港湾土木工事と港湾等しゅんせつ工事について試行）。

企業の評価項目：

○ **W L B 等推進企業の評価（平成29年度～）**

- ・建設業界全体でワークライフバランス（WLB）を推進するため、WTO段階選抜工事を対象に、WLBを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。

○ **i-Construction大賞受賞企業等の評価【中国独自】（令和2年度～）**

- ・i-Constructionにかかる取組を推進するため、企業に対する表彰受賞実績（過去5年間）の評価において、「i-Construction大賞」（大臣表彰）及び「中国i-Construction表彰」（局長表彰）の受賞実績を追加。
- ・名称変更：i-Construction大賞（インフラDX大賞含む）、中国i-Construction表彰（中国インフラDX表彰含む）（令和5年度～）

企業・技術者の評価項目：

○ **自主採点書類の提出【中国独自】（令和元年度～）**

- ・総合評価落札方式における評価値の算定にかかる公正性・公平性、双務性、透明性向上を図るため、WTO対象工事を除く全ての工事について、競争参加資格確認申請書提出時に申請者自身による「自主採点書類」の提出を求める（提出は任意）。



**見直し**

## 企業の評価項目：

## ○災害活動実績の評価【中国独自】（令和元年度～）

- ・地域貢献度の評価対象として、災害活動実績に基づく中国地方整備局長からの「災害対策関係功労者表彰（港湾空港関係）の実績の有無」[過去3年間]を追加する。

## ○技能者の配置の評価（平成29年度～）

- ・工事目的物の品質向上のため、技術提案評価型S型（チャレンジ型）と施工能力評価型を対象として、技能者（登録基幹技能者及び建設マスター）の配置に対する評価を試行する。

## 技術者の評価項目：

## ○技術者の施工実績に対する評価【中国独自】（令和2年度～）

- ・技術者の高齢化が進展し、経験の豊富な技術者が減少していることを踏まえ、「監理（主任）技術者又は現場代理人としての従事実績をもたない技術者」を登用しやすい環境を確保するため、同種工事の評価において、従事役職にかかる要件を緩和する。

## ○海外インフラプロジェクト技術者の評価（令和3年度～）

- ・海外工事等の実績について、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定又は表彰された技術者の施工実績について、総合評価落札方式の施工実績として評価する。

## 書類簡素化等：

## ○工事实績を証明する書類の簡素化（平成30年度～）

- ・工事实績情報システム（CORINS）登録データの写しの提出を不要とする（但し、CORINS登録データによって確認できない項目については、的確に判断できる最小限の証明書類の添付が必要）。また表彰実績に係る証明資料の提出も不要とする。（令和5年度～）

## ○監理（主任）技術者の申請方法の変更（令和元年度～）

- ・配置予定監理（主任）技術者の申請を複数名申請から1名申請とし、併せて契約後の変更を認めることにより申請書類の削減、申請手続きの簡素化や監理技術者の柔軟な配置に繋げる。

**見直し**

書類簡素化等：

**○技術提案にかかる書類(施工実績)の簡素化【中国独自】（令和元年度～）**

- ・提案した技術の施工実績を示す書面の提出を不要とし、提案の実現性（提案の施工実績）については、必要に応じ、技術提案書様式に記載することとする。

**○作業船の保有等の評価にかかる書類(写真)の簡素化【中国独自】（令和元年度～）**

- ・作業船の保有状況、環境基準達成への取組み状況を評価するために求めている書類のうち、作業船の船名、原動機の型式番号が分かる写真の提出を不要とする。

**○参加要件にかかる書類(工程計画表)の簡素化【中国独自】（令和元年度～）**

- ・総合評価落札方式において、標準点（100点）を付与する判断根拠としてきた「工程計画表」の提出を不要とし、標準点は設定された競争参加資格要件を満たす者に一律に付与する。

**○閲覧資料のデジタルデータによる提供（令和元年度～）**

- ・工事における総合評価落札方式における、入札参加又は技術提案書の作成に資すると考えられる既往資料の閲覧について申請者の閲覧にかかる利便性の向上を目的として印刷物による閲覧に加え、デジタルデータによる提示を開始

**○技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】（令和2年度～）**

- ・施工条件や環境条件等の工事特性を踏まえ、施工上の技術的課題の少ない工事について、1テーマにつき求める技術提案数を「3」から「2」に削減。

**○技術提案・簡易な施工計画の文字数制限緩和（令和4年度～）**

- ・技術提案・簡易な施工計画の様式への記載文字数の制限について、半角文字2文字を全角1文字として扱うよう文字数を緩和する。

**○技術提案等に係る提出様式番号の統一（令和4年度～）**

- ・技術提案等の様式番号を統一するとともに、最新様式が判別できるように様式Verを明示。

**○技術提案書様式の体裁（令和4年12月～）**

- ・技術提案の提案様式は文字サイズ、文字数等の体裁による書式設定したWord版をHPに掲載する。